



Email: imadris@imadr.org Website: www. imadr.org

THE INTERNATIONAL MOVEMENT AGAINST ALL FORMS OF DISCRIMINATION AND RACISM

報道関係各位

Press Release

2010年2月18日

人種差別撤廃委員会による日本報告書審査迫る 日本は国連から何を問われるか

来る2月24・25日、ジュネーブにある国連人権高等弁務官事務所において、人種差別撤廃委員会による日本報告書審査が行なわれます。日本は1995年に人種差別撤廃条約に加入し定期報告書を提出してきましたが、今回は9年ぶり、2回目の審査で、第3～6回の日本報告書の審査が行なわれます。9年前の審査では差別禁止法の制定、国内人権機関の設置など、21項目の勧告が出されましたが、ほとんどが未だ実現されていません。今回の審査は民主党政権になって初めて行われる国連による日本の人権状況に関する審査です。人権確立をマニフェストに掲げている新政府の対応と今後の政策に注目しつつ、ぜひこの重要な審査について取材をしてくださいますようお願いいたします。

審査で予想される争点は以下を含みます。

- ◆ 条約適用範囲（部落、沖縄、中国帰国者等を認めていない）
- ◆ 包括的な差別禁止法の制定と条約4条(a)(b)の留保の撤回（表現の自由を理由に撤回を拒んでいる）
- ◆ 差別の申し立てを受ける独立した国内人権機関の設置（できていない）
- ◆ 人種差別撤廃条約における個人通報制度・14条の受諾宣言（日本は行っていない）
- ◆ 国内裁判における条約の適用（ほとんどない）
- ◆ 部落、在日コリアン、アイヌ民族、沖縄、移住者、中国帰国者等のコミュニティに関わる問題

関連情報

今回の審査に先立ち、委員会は昨年11月日本政府に対して22項目の質問書を送付しました。それら質問は、報告書に含まれていない事項について政府に情報を求めたり、前回の日本審査で出した21の勧告の実施に関して十分な情報を求めるなど、短時間の審査をよりよく進めるためのものです。

これら22の質問に対して、日本政府は今年1月に書面による回答を委員会に提出しています。

一方、84団体からなる人種差別撤廃 NGO ネットワーク（事務局、IMADR-JC）では、並行レポートとして、委員会の22の質問に対して独自の NGO 回答を作成し、2月はじめに委員会に送付しました。今回の審査には、日本政府の外務省、法務省、文科省、厚労省、ジュネーブ代表部などから18人が代表として出席します。

一方、NGOからは、北海道アイヌ協会、部落解放同盟、在日本朝鮮人人権協会、移住労働者と連帯する全国ネットワーク、琉球弧の先住民族会、IMADR など、人種差別撤廃 NGO ネットワークの加盟団体および日弁連から12人が審査を傍聴するとともに、CERD 委員に対してロビー活動を行います。

問合せ先

反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC） 小森恵 Tel 03-3568-7709 mkomori@imadr.org

2/22～ジュネーブでの連絡先 +41-(0)762-468-539

又は IMADR ジュネーブ事務所 白根大輔 +41-(0)788-595-763 dshirane@imadr.org